寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年３月２１日

寒河江市長　　齋　　藤　　真　　朗

寒河江市条例第７号

寒河江市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

寒河江市職員の育児休業等に関する条例（平成４年市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２０条第２項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。